

令和7年1月31日

広島県知事 湯 崎 英 彦 様

地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会  
委員長 松村 誠

## 意 見 書

地方独立行政法人広島県立病院機構に係る役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項において準用する第49条第2項の規定に基づく本委員会の意見は下記のとおりです。

## 記

本委員会に提示された地方独立行政法人広島県立病院機構に係る役員の報酬等の支給基準について、異論はないが、今後、「高度医療・人材育成拠点の整備」に向けた取組を進めていくにあたっては、以下の意見を参考とされたい。

- ・ 医療経営や医療指導について、国内外の素晴らしい技術や指導力のある人材を確保し、充実した指導体制を整備することにより、若い医師などが広島で学び続けたいと思える環境を整えることができる。

そのような人材を確保するためには、今回の役員報酬等の支給基準にかかわらず、役員以外にも、常勤・非常勤の参与や職員などで、指導に当たる人材の報酬体系、指導内容に応じた謝金体系も含めて、その能力にふさわしい報酬額を設定することも検討されたい。